

# 資料 3

## 法務省説明資料



平成30年4月23日

# 法務省資料

- 1 刑法の一部を改正する法律の概要
- 2 刑法の一部を改正する法律附則第九条
- 3 刑法の一部を改正する法律案附帯決議に対する進捗状況
- 4 「性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方」を検討するための調査研究について



## 刑法の一部を改正する法律の概要

- 平成26年10月～平成27年8月  
「性犯罪の罰則に関する検討会」
- 平成27年10月9日 法制審議会に諮問  
(平成27年11月～平成28年6月：刑事法(性犯罪関係)部会で審議)
- 平成28年9月12日 法務大臣に答申

### ① 強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等 (新法第177条, 第178条2項, 第181条等関係)

- ・ 強姦罪の対象となる行為を性交, 肛門性交又は口腔性交(性交等)に改め, その罪名を「強制性交等罪」とした。  
※ 旧法は, 「女子」に対する「姦淫」(膣性交)のみを強姦罪として重い処罰の対象としていた。
- ・ 強制性交等罪の法定刑の下限を懲役3年から5年とし, 同罪に係る致死傷の罪の法定刑の下限を懲役5年から6年とした。

### ② 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪の新設 (新法第179条等関係)

- ・ 18歳未満の者に対し, その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じてわいせつな行為又は性交等をした場合について, 強制わいせつ罪又は強制性交等罪と同様に処罰する規定を設けた。

### ③ 強盗強姦罪の構成要件の見直し等 (新法第241条等関係)

- ・ 強盗行為と強制性交等の行為を同一機会に行った場合は, その先後を問わず, 無期又は7年以上の懲役に処することとし, その罪名を「強盗・強制性交等罪」とした。  
※旧法では,  
強盗が先行→無期又は7年以上の懲役(強盗強姦罪)  
強姦が先行→5年以上30年以下の懲役(強姦罪と強盗罪の併合罪)

### ④ 強姦罪等の非親告罪化 (旧法第180条等関係)

- ・ 強姦罪, 準強姦罪, 強制わいせつ罪及び準強制わいせつ罪を親告罪とする規定を削除して, 非親告罪とするとともに, わいせつ目的・結婚目的の略取・誘拐罪等も非親告罪とした。

※ 公布の日：平成29年6月23日

※ 施行期日：平成29年7月13日

## 資料2

刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号）

附 則

（検討）

第九条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、性犯罪における被害の実情、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

刑法の一部を改正する法律案附帯決議に対する進捗状況

		附帯決議	進捗状況
衆議院	附帯決議 (一)	性犯罪が、被害者の人格や尊厳を著しく侵害する悪質な犯罪であることにより、その心身に長年にわたる重大な苦痛を与え続ける犯罪であって、厳正な処罰が必要であるものとの認識の下、近年の性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするための法整備を行うという本法の趣旨を踏まえ、本法が成立するに至る経緯、本法の規定内容等について、関係機関及び裁判所の職員等に対して周知すること。	1 全国の検察庁に対し、改正法の趣旨及び規定内容を踏まえた適切な運用を求めるとともに、警察庁及び最高裁判所にも送付し周知 2 検察官等に対する各種研修や会同等、様々な機会を捉えて改正法を周知 3 矯正施設等に対し、改正法の趣旨及び内容等を周知するため、通知を发出 4 矯正施設において、性犯罪再犯防止指導を担当する職員等に対し、各種研修等の機会を通じて改正法の趣旨及び内容等を周知 5 保護観察官等に対し、各種研修等の機会を通じて改正法の趣旨及び内容等を周知 6 日本司法支援センター（法テラス）に対し、改正法の趣旨及び内容等と同センター職員等に周知するよう通知（同センターにおいて、職員に対し、研修等を通じて周知を実施）
衆議院	附帯決議 (二)	刑法第176条及び第177条における「暴行又は脅迫」並びに刑法第178条における「抗拒不能」の認定について、被害者と相手方との関係性や被害者の心理をより一層適切に踏まえてなされる必要があるとの指摘がなされ、このことにより、これらに関連する心理学的・精神的知見等について調査研究を推進するとともに、司法警察職員、検察官及び裁判官に対して、性犯罪に直面した被害者の心理等についてこれららの知見を踏まえた研修を行うこと。	1 経験豊富な検察官を研究員に指名し、心理学、精神医学の専門家の指導も受けながら、被害者心理等について調査研究を実施する方向で検討 2 検察官に対する各種研修において、大学教授（精神科医師）等を講師として、性犯罪に直面した被害者の心理等に関する講義を実施し、今後実施予定
衆議院	附帯決議 (三)	性犯罪に係る刑事事件の捜査及び公判の過程において、被害者のプライバシー、生活の平穏その他の権利利益に十分な配慮がなされ、偏見に基づく不当な取扱いを受けることがないようにし、二次被害の防止に努めるとともに、被害の実態を十分に踏まえ適切な証拠保全を図り、かつ、起訴・不起訴等の処分を行うに当たっては、被害者の心情に配慮するとともに、必要に応じ、その理由等について丁寧な説明に努めること。	1 全国の検察庁に対し、本附帯決議を紹介するとともに、被害者の心情に適切に配慮する必要があることなどに留意して適切な運用を求めるとともに、発出して周知 2 検察官等に対する各種研修において、被害者の権利利益への配慮、二次被害の防止を内容とする被害者対応に関する講義や、性的マイノリティ等の人権問題に関する講義を実施 3 日本司法支援センター（法テラス）に対し、改正法の趣旨及び内容等と同センター職員等に周知するよう通知（同センターにおいて、職員に対し、研修等を通じて周知を実施）

附帯決議		進捗状況
衆議院	附帯決議(四)	<p>性犯罪被害者が潜在化しやすいことを踏まえ、第三次犯罪被害者等基本計画等に従い、性犯罪等被害に関する調査を実施し、性犯罪等被害の実態把握に努めること。</p>
衆議院	附帯決議(五)	<p>刑事訴訟法等の一部を改正する法律(平成28年法律第54号)附則第9条第3項の規定により起訴状等における被害者の氏名の秘匿に係る措置についての検討を行うに際しては、性犯罪に係る刑事事件の捜査及び公判の実情や、被害者の再被害のおそれ等に配慮すべきであるとの指摘をも踏まえ、検討を行うこと。</p>
衆議院	附帯決議(六)	<p>性犯罪が重大かつ深刻な被害を生じさせる上、性犯罪被害者がその被害の性質上支援を求めると、困難であるという性犯罪による被害の特性を踏まえ、被害者の負担の軽減や被害の潜在化の防止等のため、第三次犯罪被害者等基本計画に従い、ワンストップ支援センターの整備を推進すること。</p>
参議院	附帯決議(一)	<p>性犯罪は、被害者の心身に長年にわたり多大な苦痛を与え続けるばかりか、その人格や尊厳を著しく侵害する悪質な犯罪であって、厳正な対処が必要であるところ、近年の性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするための法整備を行うという本法の適正な運用を図るため、本法の趣旨、本法成立に至る経緯、本法の規定内容等について、関係機関等に周知徹底すること。</p>
衆議院	附帯決議(四)	<p>第三次犯罪被害者等基本計画等を踏まえ、性犯罪を含む各種犯罪の被害の動向に関する調査研究を実施し、その結果を犯罪白書等において公表</p> <p>平成30年度に第5回犯罪被害実態(暗数)調査を実施し、同調査において、性犯罪を含む性的な被害についての実態調査を実施予定</p> <p>同調査では、刑法一部改正、附帯決議及び被害者団体からの御指摘等を踏まえ、より信頼度の高い調査結果が得られる訪問調査方式を採用し(予算額を前回367万5千円から2674万円に増額)、肛門性交、口腔性交等の被害項目、加害者との関係性に関する調査項目、暴行・脅迫要件に関する調査項目の追加など、所要の見直しを実施</p> <p>平成28年に成立した刑事訴訟法等一部改正法附則9条3項による検討を進めるため、平成29年3月、最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会及び警察庁が参加する「刑事手続に関する協議会」を設け、その幹事会において、附帯決議の趣旨を踏まえて、起訴状等における被害者の氏名秘匿に係る措置について見直しを実施</p>
【内閣府男女共同参画局 所管】		
参議院	附帯決議(一)	<p>1 全国の検察庁に対し、改正法の趣旨及び規定内容等を踏まえた適切な運用を求めめる通達を發出し、警察庁及び最高裁判所にも送付し周知</p> <p>2 検察官等に対する各種研修や会同等、様々な機会を捉えて改正法を周知</p> <p>3 矯正施設等に対し、改正法の趣旨及び内容等を周知するため、通知を發出</p> <p>4 矯正施設において、性犯罪再犯防止指導を担当する職員等に対し、各種研修等の機会を通じて改正法の趣旨及び内容等を周知</p> <p>5 保護観察官等に対し、各種研修等の機会を通じて改正法の趣旨及び内容を周知</p> <p>6 日本司法支援センター(法テラス)に対し、改正法の趣旨及び内容等と同センター職員等に周知するよう通知(同センターにおいて、職員に対し、研修等を通じて周知を実施)</p>

附帯決議		進捗状況	
参議院	附帯決議(二)	刑法第176条及び第177条における「暴行又は脅迫」並びに刑法第178条における「抗拒不能」の認定について、被害者と相手方との関係性や被害者の心理をより一層適切に踏まえてなされる必要があるとの指摘がなされていることに鑑み、これらに関連する心理学的・精神医学的知見等について調査研究を推進するとともに、これらの知見を踏まえ、司法警察職員、検察官及び裁判官に對して、性犯罪に直面した被害者の心理等についての研修を行うこと。	1 経験豊富な検察官を研究員に指名し、心理学、精神医学の専門家の指導も受けながら、被害者心理等について調査研究を実施する方向で検討 2 検察官に對する各種研修において、大学教授(精神科医師)等を講師として、性犯罪に直面した被害者の心理等に関する講義を実施し、今後とも実施予定
参議院	附帯決議(三)	性犯罪に係る刑事事件の捜査及び公判の過程においては、被害者のプライバシー、生活の平穩その他の権利利益に十分配慮し、偏見に基づく不当な取扱いを受けることがないよう、二次被害の防止に努めること。また、被害の実態を十分に踏まえた適切な証拠保全を図ること。	1 全国の検察庁に對し、本附帯決議を紹介するとともに、被害者の心情に適切に配慮することなどに留意して適切な運用を求めるとして周知 2 検察官等に對する各種研修において、被害者の権利利益への配慮、二次被害の防止を内容とする被害者對応に関する講義や、性的マイノリティ等の人権問題に関する講義を実施 3 日本司法支援センター(法テラス)に對し、改正法の趣旨及び内容等を同センター職員等に周知するよう通知(同センターにおいて、職員に對し、研修等を通じて周知を実施)
参議院	附帯決議(四)	強制性交等罪が被害者の性別を問わないものとなったこと、踏まえ、被害の相談、捜査、公判のあらゆる過程において、被害者となり得る男性や性的マイノリティに對して偏見に基づく不当な取扱いをしないことを、関係機関等に對する研修等を通じて徹底させるよう努めること。	1 全国の検察庁に對し、本附帯決議を紹介するとともに、被害者の心情に適切に配慮することなどに留意して適切な運用を求めるとして周知 2 検察官等に對する各種研修において、被害者の権利利益への配慮、二次被害の防止を内容とする被害者對応に関する講義や、性的マイノリティ等の人権問題に関する講義を実施 3 更生保護官署において、性犯罪被害者を含む犯罪被害者等に對する被害者担当及び被害者担当保護司に對し、保管する被害者等を含む個人情報等を適切に管理するよう通知を發出して周知。今後、研修等の機会を通じて附帯決議の趣旨を周知予定
参議院	附帯決議(五)	起訴・不起訴等の処分を行うに当たっては、被害者の心情に配慮するとともに、必要に応じ、処分の理由等について丁寧な説明に努めること。	1 全国の検察庁に對し、本附帯決議を紹介するとともに、被害者の心情に適切に配慮することなどに留意して適切な運用を求めるとして周知 2 検察官等に對する各種研修において、被害者の権利利益への配慮、二次被害の防止を内容とする被害者對応に関する講義や、性的マイノリティ等の人権問題に関する講義を実施

参議院	附帯決議 (六)	附帯決議	進捗状況
参議院	<p>性犯罪が重大かつ深刻な被害を生じさせる上、性犯罪被害者がその被害の性質上支援を求めるといふ被害の特性を踏まえ、第三次犯罪被害者等基本計画等に定める被害者の支援強化の防止等のため、ワンストップ支援センターの整備を推進すること。</p>	<p>刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）附則第9条第3項の規定により起訴状等における被害者の氏名の秘匿に係る措置についての検討を行うに当たっては、性犯罪に係る刑事事件の捜査及び公判の実情や、被害者の再被害のおそれに配慮すべきであるとの指摘を受けること。</p>	<p>1 第三次犯罪被害者等基本計画等を踏まえ、性犯罪を含む各種犯罪の被害の動向に関する調査研究を実施し、その結果を犯罪白書等において公表</p> <p>2 平成30年度に第5回犯罪被害態（暗数）調査を実施し、同調査において、性犯罪を含む性的な被害についての実態調査を実施予定</p> <p>同調査では、刑法一部改正、附帯決議及び被害者団体からの御指摘等を踏まえ、より信頼度の高い調査結果が得られる訪問調査方式を採用し（予算額を前回367万5千円から2674万円に増額）、肛門性交、口腔性交等の被害項目、加害者との関係性に関する調査項目、暴行・脅迫要件に関する調査項目の追加など、所要の見直しを実施</p> <p>平成28年に成立した刑事訴訟法等一部改正法附則9条3項による検討を進めるため、平成29年3月、最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会及び警察庁が参加する「刑事手続に関する協議会」を設け、その幹事会において、附帯決議の趣旨を踏まえて、起訴状等における被害者の氏名秘匿に係る措置について見直しを実施中</p>
参議院	附帯決議 (七)	<p>児童が被害者である性犯罪については、その被害が特に深刻化しやすいことなどを踏まえ、被害児童の特性を踏まえ、二次被害の防止に配慮しつつ、被害児童から得られる供述の証明力を確保する聴取技術の普及や、検察庁、警察、児童相談所等の関係機関における協議により、関係機関の代表者が聴取を行うことなど、被害児童へ配慮した取組をより一層推進していくこと。</p>	<p>1 検察庁において、警察及び児童相談所等と連携し、被害児童の事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が聴取を行うことについて積極的に検討し、被害児童からの事情聴取に際しては、聴取の場所・回数・方法等に配慮するなどの取組を推進</p> <p>2 検察官等に対する各種研修において、心理学上の知見を有する研究者等による児童の聴取方法に関する講義等を実施</p>
参議院	附帯決議 (八)	<p>性犯罪者は、再び類似の事件を起こす傾向が強いことと鑑み、性犯罪者に対する多角的な調査研究や関係機関と連携した施策の実施など、効果的な再犯防止対策を講ずるよう努めること。</p>	<p>1 性犯罪受刑者の再犯状況に係るデータを蓄積し、性犯罪再犯防止の処遇効果の検証を実施予定</p> <p>2 刑事施設における性犯罪再犯防止指導で使用する受刑者用テキストや指導担当者用マニュアルについて指導の実施状況を踏まえて見直しを行い、更に効果的な指導を実施予定</p> <p>3 刑期が短い受刑者やプログラムの受講意欲に乏しい受刑者への対策を講じるなど、刑事施設における性犯罪再犯防止指導のプログラムの実施体制の更なる充実を図る予定</p> <p>4 刑事施設と更生保護官署との間で、性犯罪者処遇プログラムに係る情報を相互に引き継ぎ、処遇上の連携を図ることにより、施設内と社会内で一貫した指導を実施</p> <p>5 保護観察所における性犯罪者処遇プログラム等の性犯罪者等に対する指導等について、指導者育成や効果検証の観点を含め実施状況を把握し、効果的な指導の在り方を検討</p> <p>6 性犯罪の動向や性犯罪者の類型別の実態等を明らかにする性犯罪に関する研究を実施し、法務総合研究所研究部報告55号として発刊</p>
参議院	附帯決議 (九)		

「性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方」を  
検討するための調査研究について

- 1 性犯罪被害者の心理等についての調査研究（衆議院附帯決議  
2項，参議院附帯決議2項）
  - 心理学的・精神医学的知見等についての調査研究
  
- 2 性犯罪等被害の実態把握のための調査研究（衆議院附帯決議  
4項，参議院附帯決議6項）
  - 性犯罪を含む各種犯罪の被害の動向に関する調査研究
  - 第5回犯罪被害実態（暗数）調査
  
- 3 性犯罪者に対する多角的な調査研究（参議院附帯決議9項）
  - 刑事施設における性犯罪再犯防止指導の処遇効果の検証
  - 保護観察所における性犯罪者処遇プログラムの効果的実施  
のための調査研究
  - 性犯罪の動向や性犯罪者の類型別の実態等を明らかにする  
性犯罪に関する研究
  
- 4 性犯罪に関する罰則の運用状況等についての調査（附則9条  
等）
  - 改正後の規定の施行状況についての調査
  - 裁判例等の継続的調査
  - 外国法制の継続的調査